

令和4年7月20日

道路標識点検診断士の資格をお持ちの皆様へ

今年度から更新研修が始まります。

更新研修の受講には、事前に一定の単位又はユニットの取得が必要です。

## I 更新研修の実施について

「道路標識点検診断士登録規程」により、道路標識点検診断士の有効期限は5年間で、修了証に記載の有効期限から1年前より「更新研修」を受講できます。

最初の更新研修は今年12月に実施する予定ですが、令和5年度からは通常年2回（第1回6月頃、第2回12月頃）実施する予定です。

更新研修の受講には、技術士として事前に一定の単位又はユニットの取得が必要です。必要数には経過措置を設けましたので、最後まで熟読いただき適切に対応ください。

## II 資格更新までの流れ

### ① 道路標識点検診断士の資格取得



### ② 4～5年間に単位・ユニットを12以上取得（ただし当初5年間は経過措置あり）

- 
- 【質問1】道路標識点検診断士の資格とともに、登録標識・路面標示基幹技能者の資格もありますか？（注：「標識」だけでなく「路面標示」も含みます。以下同じ。）
- はい ⇒ III-2. - (1)、(2) 参照
- いいえ ⇒ 【質問2】
- 【質問2】道路標識点検診断士の更新研修の受講の前に、登録標識・路面標示基幹技能者講習を受講する予定がありますか？
- はい ⇒ III-2. - (1)、(2) 参照
- いいえ ⇒ III-2. - (1)、(3)、(4) 参照



③ 更新研修の申込み ⇒ ④ 研修修了 ⇒ ⑤ 資格の更新 ⇒ ②へ戻る

### Ⅲ 単位・ユニットについて

#### 1. 単位・ユニットの取得数

技術者の継続教育の観点から、**更新研修を受講するためには、全標協が付与する単位や、建設系 CPD 協議会加盟団体の CPD プログラム履修によって付与される CPD 単位・CPDS ユニットの更新研修受講までの 4～5 年間に合計 12 以上取得してください。**

ただし、コロナ禍等を勘案して**令和 9 年度第 1 回までは経過措置を設け、令和 4 年度の 1 から段階的に設定**します。詳細は後述します。

#### 2. 単位・ユニットの取得方法

更新研修受講までに次の(1)～(4)の方法によって必要数以上の単位・ユニットを取得してください。

##### (1) メール講習単位 (1 単位/回/年度)

1) 道路標識点検診断士資格保有者の全員に、当協会から年 1 回メールを配信します。配信時期は、通常国会で関係法令が審議される可能性を踏まえ、毎年通常国会終了の数週間後を予定しています。(令和 4 年度は 7 月中に配信予定です。)

2) このメールでは、道路標識や安全管理に関する技術情報等について配信しますので、内容を確認してください。このメールの受信・確認を「**メール講習**」、取得できる単位を「**メール講習単位**」と呼び、協会による開封の確認で**1 単位**を取得できます。

なお、メール講習単位は 1 年ごとに 1 単位ずつ加算されますが、累積数の上限は 5 単位までです。また、原則として翌年 3 月末までに未開封の場合は無効とします。

3) メール講習は、最新の情報の提供とともに、更新研修受講のリマインドとメールアドレス等の現状確認も兼ねますので、メールアドレスの変更等は速やかにご連絡をお願いいたします。また、一斉メールとなりますので、迷惑メールフォルダに入ることがないようにご注意ください。開封が確認できない方には、当協会から連絡させていただくことがあります。

##### (2) 技能講習単位 (8 単位/講座)

1) 道路標識点検診断士で、かつ登録標識・路面標示基幹技能者資格の保有者は、令和 4 年度以降に実施される登録標識・路面標示基幹技能者更新講習の修了により 8 単位を取得できます。通信講座で実施される場合も同様です。

当然ながら、この資格がない方は更新講習を受講できません。

**【例外】** 令和3年度以前に、道路標識点検診断士資格取得した後に登録標識・路面標示基幹技能者資格も取得した場合は、後述の Q&A の 4. を参照して下さい。

- 2) また、道路標識点検診断士で、新たに登録標識・路面標示基幹技能者資格取得のために、令和4年度以降に実施される登録標識・路面標示基幹技能者講習を修了された場合、合否にかかわらず8単位を取得できます。
- 3) これらの8単位を「**技能講習単位**」と呼びます。
- 4) 講習又は更新講習の修了は、試験の受験又はレポートの提出までを含みます。
- 5) なお、講習又は更新講習の修了後、技能講習単位とは別に、土木学会に提出する受講証明書を、必要な方には発行しています。これによって土木学会から付与される CPDS ユニットの、道路標識点検診断士更新研修以外の用途にご利用ください。

### (3) CPD・CPDS

- 1) 前述の【質問1】【質問2】ともに「いいえ」の方は、令和4年度以降に建設系 CPD 協議会加盟団体が主催又は認定した CPD プログラムを履修していただき、付与された CPD 単位・CPDS ユニットの取得数が証明できる書類等のコピー・プリントアウト・PDF ファイル (以下「コピー等」という。) のいずれかを、郵送又はメールで、必要数を満たす分だけ提出してください。単位とユニットを組み合わせるいただいて構いません。提出時期は任意で、受講申込みと同時でも構いません。
- 2) CPD・CPDS プログラムは、道路標識に関するものでなくても構いません。
- 3) 受講に必要な単位・ユニット数は、後述の 3. <表>を参照してください。
- 4) CPD・CPDS に関しては、建設系 CPD 協議会加盟団体に直接ご確認ください。

### (4) 特別講習単位

- 1) 今後、全標協本部、支部及び県協会において、道路標識点検診断士を対象に「**特別技術講習会**」を実施する予定です。これを受講された方は所定の単位を取得できます。この単位を「**特別講習単位**」と呼びます。単位数はおおむね30分の受講時間について1単位となります。
- 2) 特別技術講習会は、建設系 CPD プログラムを参考に主に地方部で開催できるよう検討・準備をしているところですが、講師の日程及び会場確保の都合から、全標協本部、支部及び県協会ごとに任意の実施となります。また、支部及び県協会主催の場合は全標協の会員のみを対象とする場合があります。

### 【注意事項】

- (1) の **メール講習単位の取得** は全ての方に強く推奨します。
- 登録標識・路面標示基幹技能者資格保有者は、CPD・CPDS に登録していても、(2) の **技能講習単位** の取得を優先的にカウントします。

- 上記【質問1】【質問2】ともに「いいえ」の方で、CPD・CPDS に未登録の方は、この機会に登録を済ませていただくようお願いいたします。
- 単位やユニットを必要単位以上取得しても、更新研修を修了しなければ資格を更新できません。

### 3. 経過措置等

経過措置として、更新研修の受講に必要な単位・ユニット数は、<表>のように1から段階的に設定します。令和9年度第1回までは経過措置となります。

<表>

更新研修 実施年度・回	R4 第1回	R5 第2回	R6 第2回	R7 第2回	R8 第2回	R9 第2回
	R5 第1回	R6 第1回	R7 第1回	R8 第1回	R9 第1回	以降
①受講必要数	1以上	2以上	3以上	6以上	9以上	12以上
②メール講習単 位の累積数	1	2	3	4	5(上限)	5(上限)
①-②	0以上	0以上	0以上	2以上	4以上	7以上

#### 【<表>の見方】

##### a R4 第1回～R7 第1回の更新研修を受ける方：

受講までのメール講習単位の累積で必要な単位を取得できますので、メール講習単位の取得を推奨します。

##### b R7 第2回・R8 第1回の更新研修を受ける方：

メール講習単位の累積に加えて、令和4年度から更新研修申込みまでの約4年間に、2単位・ユニット以上を取得してください。

##### c R8 第2回・R9 第1回の更新研修を受ける方：

メール講習単位の累積に加えて、令和4年度から更新研修申込みまでの約5年間に、4単位・ユニット以上を取得してください。

##### d R9 第2回以降（経過措置終了後）の更新研修を受ける方：

メール講習単位の累積に加えて、資格取得年度の翌年度から更新研修申込みまでの約5年間に、7～8単位・ユニット以上を取得してください。

【注1】令和4年度の更新研修は、12月実施予定の第1回のみです。

【注2】もし、メール講習単位を取得できない年度があった場合は、合計が必要数以上となるように、前述の2.(2)～(4)のいずれかの単位・ユニットを取得してください。

### 4. その他

### (1) 単位・ユニット数の確認方法

令和4年9月を目途に「全標協講習・研修申込みシステム（以下「システム」という。）」に機能を追加し、皆様の基本情報、取得した単位等をいつでも閲覧できるようにします。

なお、当協会が付与するメール講習単位、技能講習単位及び特別講習単位は適時反映し、CPD 単位・CPDS ユニットの取得数を証明できる書類のコピー等の内容を確認後に反映します。

システムの準備が整いましたら、改めてメール等でご案内いたします。

### (2) 単位・ユニット数のリセット

道路標識点検診断士の更新研修の受講申込みによって、その受講までに累積されていた単位・ユニットはリセットされて0となり、次の更新研修申請のために繰越しはできません。資格更新後、次の更新研修の受講までに、新たに必要数以上を取得してください。（CPD 単位・CPDS ユニットの道路標識点検診断士の更新研修以外に使うことは、もちろん可能です。）

なお、受講をキャンセルされた場合、0となった単位・ユニットは復活します。

### (3) 新たな単位・ユニットの累積の開始

単位・ユニットがリセットされた後、新たな単位・ユニットの累積が開始されるのは受講申込み日の翌日からとなります。

なお、受講をキャンセルされた場合は、次の申込み日の翌日からとなります。

### (4) 新型コロナウイルス等による特例措置

新型コロナウイルスの更なる感染拡大や大規模な自然災害の発生等により、必要な単位・ユニットの取得が困難であると判断した場合には、状況に応じて特例措置を講ずる予定です。

## IV Q&A

Q.1 なぜ、更新研修の受講申込み前に単位やユニットを取得する必要があるのでしょうか？

A.1 道路標識点検診断士は、「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」に基づき国土交通省に登録された資格です。

道路標識点検診断士の資格登録に当たり、技術者の生涯学習や自己研鑽の観点から、単位やユニットの取得を行っていただくことになりました。

Q.2 私は1級土木施工管理技士ですが、CPDSには登録していません。

そこで、登録標識・路面標示基幹技能者資格は有していませんが、更新講習をwebで傍聴するか通信講座で受講して技能講習単位を取得できると助かります。可能でしょうか？

A.2 登録標識・路面標示基幹技能者更新講習のweb講義は実施していません。

また、更新講習の通信講座はコロナ禍において実施したところであり、今後の実施方法については未定です。

ちなみに通信講座では登録標識・路面標示基幹技能者としての実務経験を踏まえて、直筆でのレポートの提出を求めて審査しています。レポートの内容が不十分な場合には再提出を求めています。

これは登録標識・路面標示基幹技能者として実務に就いている方に有効で、未資格の方が形だけレポートを提出しても技術者の生涯学習、自己研鑽という観点から不適切であり、仮に通信講座を実施する場合でも、ご要望には対応できません。

登録標識・路面標示基幹技能者資格を有していない方は、保有している資格で建設系CPD単位・CPDSユニットを必要数以上取得してください。CPDやCPDSに未登録の方は、この機会に登録を済ませていただくようお願いいたします。

Q.3 私は登録標識・路面標示基幹技能者で、技術士資格でCPDにも登録しています。この場合にCPD単位よりも技能講習単位を優先する理由は何ですか？

A.3 登録標識・路面標示基幹技能者更新講習を受講されれば、当協会では技能講習単位8の取得を直接確認しますので、登録標識・路面標示基幹技能者の方は、他の資格の有無にかかわらず更新講習を受講されることを推奨します。

Q.4 私は、令和3年度以前に道路標識点検診断士の資格を取得した後に、登録標識・路面標示基幹技能者資格も取得しました。この場合はどのように対応すればよいですか？  
[2. - (2) - 1]【例外】関連]

A.4 最初の登録標識・路面標示基幹技能者更新講習の前に道路標識点検診断士の更新研修がある場合は、その受講の前にCPD単位・CPDSユニット・特別講習単位を必要数以上取得してください。

ただし、経過措置によりメール講習単位だけで必要数に達する場合があります。

その後の道路標識点検診断士の更新研修については、メール講習と登録標識・路面標示基幹技能者更新講習の修了によって、単位を必要数以上取得してください。

Q.5 技能講習単位で、登録標識・路面標示基幹技能者講習の修了と更新講習の修了が、同じ8単位なのはなぜですか？

A.5 経過措置が終了し、単位等の必要数が12になりますと技能講習単位8だけでは不

足しますが、これは付与数を8とすることで、メール講習単位の取得を促すためです。

メール講習は、最新の情報の提供とともに、更新研修受講のリマインドとメールアドレス等の現況確認も兼ねていますので、単位やユニットを必要数満たしている場合でも、メール講習単位の取得を強く推奨します。

また、メール講習の開封が確認できない方には、当協会から連絡させていただくことがあります。

## V 最後に

もしも単位やユニットが不足して道路標識点検診断士の更新研修を受講できなくなると、資格を失効してしまいます。ご自身の資格の有効期限等を改めてご確認ください、更新研修申込みまでに計画的に単位・ユニットを取得してください。

特にメール講習は必ず開封し内容を確認していただき（迷惑メールフォルダに入ることがないように！）更新研修受講に適切にご対応いただきますようお願い申し上げます。